Ⅰ　総　則

１　概　要

（１）労働者募集

労働者募集とは、職業安定法第４条第５項に規定しているように、労働者を雇用しようとする者が自ら又は他人に委託して、労働者になろうとする者に対してその被用者となることを勧誘することをいう。

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）においては、民間事業所等の行う労働者募集に関して、委託募集については許可制又は届出制（法第 36 条）とし、文書募集及び直接募集については許可制や届出制等による事前の規制を行っていない。

すなわち、法は、労働者募集については当事者間の私的自治に委ねる立場からこれを原則自由としているが、第三者が介在する委託募集については、労働者保護の観点からその適格性を事前にチェックする必要があることから許可制をとることとしているものである。

ただし、無報酬で行う委託募集については、中間搾取等の弊害が生じる余地が少なく、いわゆる手配師等適格性に問題のある者が参入することが想定されないため、これを届出制で行うことができることとしている。

なお、委託募集以外の労働者募集についても特別の場合には厚生労働大臣又は公共職業安定所長が一定の制限を行うことができることとしている（法第 37 条）。これは、労働者を急速かつ大量に獲得する必要から募集主又は募集受託者が不正不当な手段を用いて募集行為を行った場合には、好ましからざる事態を惹き起こすなど弊害の発生が予測されることや、募集対象地域が特定地域に集中する場合には、募集地又は就業地における労働市場を混乱させるおそれがあることなど不測の事態の発生について調整又は規制をする必要について考慮しているためである。

しかしながら、労働者募集は企業活動において非常に重要な役割を果たすものであることから、職業安定機関としては、公共職業安定所に求人申込をする方法によると直接募集又は委託募集の方法によるとを問わず、事業主等に対しできる限りの援助協力を行うことが必要であり、ルールに従った募集活動については基本的に自由に行うことを認めることが望ましいと考えられる。

職業安定機関としては、紹介体制を整備して求人の充足及び職業のあっせんに努めるとともに、労働者募集を行うことを希望する事業主に対しては、その募集の形態に応じ、法令に定めるルールに従って労働者募集を行うよう指導し、募集秩序の確立と労働力需給の円滑化を図るものとする。

（２）求人者

法において、「職業紹介」とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」をいう。また、「求人者」とは、「対価を支払って自己のために他人の労働力の提供を求めるため、他人を雇用しようとする者」をいう。

本要領においては、職業紹介に関する内容のうち、主に求人者の業務運営に関する事項が記載されている。職業紹介事業の業務運営については、「職業紹介事業の業務運営要領」、「学校等の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領」及び「特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業の業務運営要領」に記載されているので、これらを参照すること。

２　労働者募集の種類

労働者募集は、概念上次の３種類に区分される。

（１）文書募集

文書募集とは、新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載する広告又は文書の掲出若しくは頒布による労働者の募集をいい、自由に行うことができる。

（２）直接募集

直接募集とは、労働者を雇用しようとする者が、文書募集以外の方法で、自ら又はその被用者をして行う労働者の募集をいい、自由に行うことができる。

（３）委託募集（法第 36 条）

委託募集とは、労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集に従事させる形態で行われる労働者募集をいい、許可を受け、または、届出を行うことが必要である。

３　募集主、募集従事者等の定義

（１）募集主

募集主とは、労働者を雇用しようとする者（法人を含む。）であり、応募して採用される労働者と雇用関係を結ぶこととなる当事者をいう。

（２）募集従事者

募集従事者とは、応募を勧誘する行為を行う者（法人を含む。）をいう。

なお、募集従事者となり得る者は、直接募集にあっては募集主又はその被用者、委託募集にあっては許可要件を満たす募集受託者又はその被用者（以下単に「募集受託者」という。）である。

（３）被用者

被用者とは、事業主と雇用関係にある者であり、雇用労働者と同義である。

（４）募集情報等提供事業を行う者

「募集情報等提供」とは、以下に掲げる行為をいい、これを業として行う者が募集情報等提供事業を行う者に該当する。

イ　労働者の募集を行う者等（労働者の募集を行う者、募集受託者又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者（以下「職業紹介事業者等」という。））の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

ロ　イに掲げるもののほか、労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等（労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。）に提供すること。

ハ　労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

ニ　ハに掲げるもののほか、労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。